

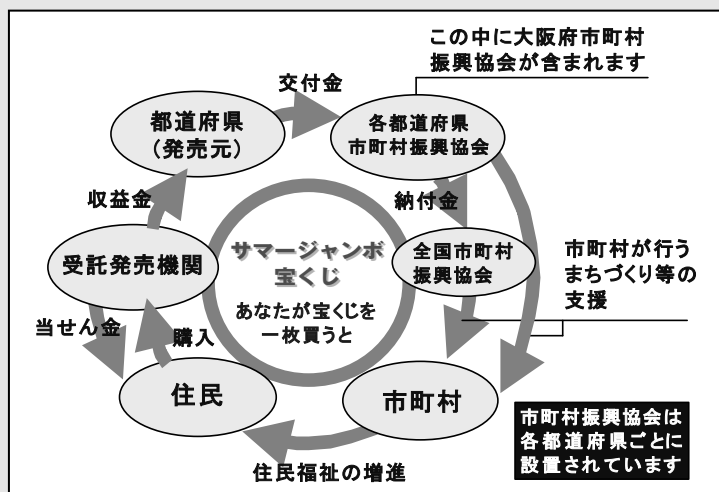
掲 示 板

サマージャンボ宝くじの仕組みと協会事業

「マッセ O S A K A」で実施している研修・研究事業をはじめとする様々な事業は、「市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）」を原資としたその運用益で運営しています。

宝くじはもともと、都道府県と政令指定都市が発売権を持ち、公共事業等の費用に役立ててきました。しかし、市町村も宝くじの収益金をまちづくりに活用したい、との強い希望があり、「市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）」が都道府県を通じて年1回発売されるようになりました。「財団法人大阪府市町村振興協会」（以下、「本協会という。」）は、そのサマージャンボ宝くじの収益金を活用し、府内市町村の振興発展を図るための諸事業を行うことを目的として、昭和54年に設立されました。

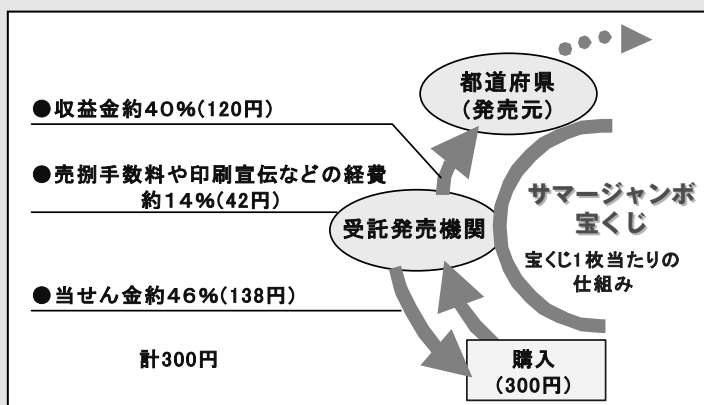
設立以来、府内市町村（大阪市を除く）が行う公共施設の整備や災害時の緊急対策のための資金融資をはじめ、広域的な事業に対する助成など、府内市町村の振興発展に寄与するとともに、「おおさか市町村職員研修研究センター（愛称：マッセ O S A K A）」を立ち上げ、府内市町村職員の研修や行政を取り巻く諸課題についての調査・研究を積極的に行っています。



■サマージャンボ宝くじ1枚の仕組み

1枚300円で発売されている「サマージャンボ宝くじ」ですが、その内訳は当選金費用に約46%（138円）、広告などの宣伝及び売捌手数料費用に約14%（42円）、収益金に約40%（120円）というように振り分けられます。

この収益金が、各都道府県市町村振興協会の基金となっています。



【宝くじ1枚の仕組み】

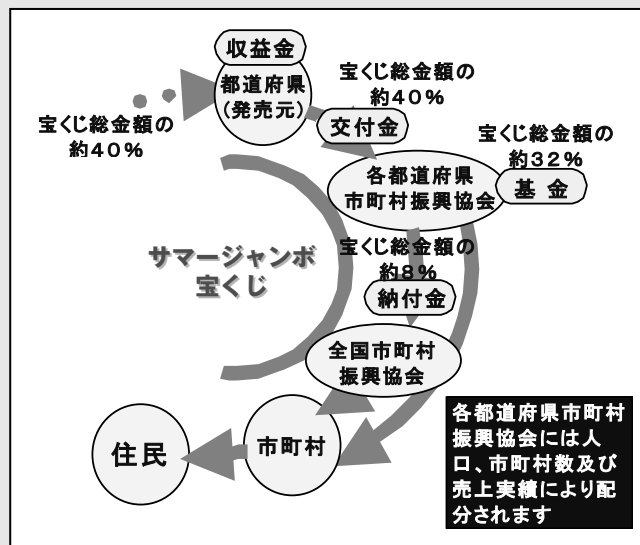
掲 示 板

■サマージャンボ宝くじ収益金の流れ

収益金（総発売額の約40%）は、人口、市町村数及び売上実績による按分に基づき各都道府県に配分された後、各都道府県市町村振興協会に対して同額を交付金として配分することとなっています。

本協会においては、配分された交付金を原資として基金を設置し、その積み立て金の運用により前述のような様々な事業を展開しています。

さらに、本協会では、府内市町村を取り巻く厳しい財政状況を考慮し、平成17年度より新たな事業として、全国に先がけてサマージャンボ宝くじの交付金の一部を市町村に配分する予定となっており、今後より一層の支援強化に取り組んでまいります。



【収益金の流れ】

※ 「新市町村振興宝くじ（通称：オータムジャンボ宝くじ）」の発売については、9月に予定されています。

詳しい内容については、改めて「自治大阪」にてお知らせします。

【問い合わせ】(財)大阪府市町村振興協会振興課

TEL:06-6920-4566



地方自治

平成17年5月号

南欧三カ国の地方制度に学ぶ……………山下 茂
電子自治体のシステム構築に関する施策展開

(その2) ………………牧 慎太郎

本稿は、前号に引き続き、電子自治体のシステム構築に関する施策展開について解説している。

この中で筆者は、情報システム構築に関する施策のうち、国・地方連携システム、レガシー連携システム、データ標準化に向けた動きについて解説するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した施策として、行政情報の入手を容易にし、住民の意思を地方行政へよりの確に反映する住民参画システム、及び特定の地域などで限定的に流通するお金として地域経済を活性化する効果が期待される地域通貨システムについて紹介している。

岡山市における合併特例区の設置について…風早 正毅
「構造改革特区提案」、「地域再生提案」及び「全国規模での規制改革・民間開放要望」における地方自治法に関する提案・要望の概要について

……………麻山 晃邦

自治研究

平成17年5月号

論 説

「三位一体の改革の全体像」に至る課程とその評価
(下) ………………内閣府大臣官房審議官

前総務省自治財政局財政課長

椎川 忍

本稿は、前号に引き続き、「三位一体の改革の全体像」に至る過程とその評価について考察している。

その中で筆者は、今回の全体像の取りまとめに当たって、必ずしも地方団体相互間の利害は一致していなかったにもかかわらず、度重なる議論を通じて、いわば小異を捨てて大同につき運動していくという共通認識が形成され、個別の国庫補助負担金について、明確な形で改革案を提案したことは、画期的なことと評価している。

また、平成19年度以降の三位一体の改革論議においては、国・地方を通じた財政のスリム化は継続するものの、歳入改革や抜本的税制改革を合わせて行う中で、国から地方への権限の委譲や税財源の移譲を目指していくという図式になるとしている。

社区建設—中国のコミュニティ政策（1）

……………放送大学客員教授 倉沢 進
公務員任用と国籍（下）

—平17・1・26最高裁大法廷判決を踏まえて

……日本自転車振興会理事／元自治省公務員課長
猪野 積

義務付け訴訟と仮の義務付け・差止めの活用のために（下）

—ドイツ法の視点から

……………東京大学教授 山本 隆司
研 究

米国連邦公務員制度とその変容（2）

……………人事院職員福祉局職員福祉課長補佐
植村 隆生

行政判例研究〔499〕……………行政判例研究会

退去強制令書に基づく執行が收容部分も含めて停止された事例／退去強制事由が存在するにもかかわらず、退去強制令書を発付することが、裁量権の濫用又は比例原則違反として違法である可能性が高いとされた事例

……………西南学院大学名誉教授 川上宏二郎

資 料 ………………総務省

IT政策パッケージ—2005（2・完）（IT戦略本部）